

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第5項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年12月28日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 渡辺元
同 中野信吾

記

1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 総務部 総務課、国際交流センター
教育委員会 管理課、図書館、第十小学校、西小学校、千歳小学校、大郷小学校、出羽小学校、高瀬小学校、東沢小学校、第三中学校、第五中学校、第七中学校
- (2) 監査の期間 令和2年11月5日から令和2年12月25日まで
- (3) 監査の範囲 令和元年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
総務部 総務課 国際交流センター	指摘する事項はなかった。
教育委員会 管理課	指摘する事項はなかった。
教育委員会 図書館	指摘する事項はなかった。
教育委員会 小・中学校	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 防火対策において、消防計画に基づく回数消防訓練を実施していなかった。(大郷小学校) 2 出勤簿の整理等において、山形市教育委員会職員服務規程に定める技能労務職員のタイムカードが保管されていなかった。(第七中学校) 3 使用していない学校印(使用区分 卒業証書)の廃止手続きがされていなかった。(第三中学校)

- (5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 随時監査

- (1) 監査の対象部課等 教育委員会 スポーツ保健課
- (2) 監査の期間 令和2年11月20日から令和2年12月25日まで
- (3) 監査の範囲 令和元年度の各種団体等の経理事務取扱状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
教育委員会 スポーツ保健課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 スキージャンプワールドカップウィメン蔵王大会実行委員会の経理事務において、次のようなものがあった。 (1) 医師報酬及び看護師報酬から源泉徴収していないもの (2) 預金通帳と口座の届出印の管理を同一の職員が行っているもの

(5) 準拠基準 山形市監査基準

(6) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。